

7 排水基準

(1) 一律排水基準

ア 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.1mg
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 ^{注)1}
P C B	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.3mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき0.2mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg、海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg ^{注)2}
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg、海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg ^{注)2}
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg ^{注)2}

注)1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により、排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注)2 一部の業種については、3年間の暫定基準が適用される。

イ 生活環境項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下、海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（単位 1Lにつきmg）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量（単位 1Lにつきmg）	160（日間平均120）
浮遊物質（単位 1Lにつきmg）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 1Lにつきmg）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） （単位 1Lにつきmg）	30
フェノール類含有量（単位 1Lにつきmg）	5
銅含有量（単位 1Lにつきmg）	3
亜鉛含有量（単位 1Lにつきmg）	5
溶解性鉄含有量（単位 1Lにつきmg）	10
溶解性マンガン含有量（単位 1Lにつきmg）	10
クロム含有量（単位 1Lにつきmg）	2
大腸菌群数（単位 1cm ³ につき個）	日間平均3,000
窒素含有量（単位 1Lにつきmg）	120（日間平均60）
燐含有量（単位 1Lにつきmg）	16（日間平均 8）

「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

窒素及び燐の含有量については、特定の地域についてのみ適用され、一部の業種によっては暫定基準が設定されている。

(2) 五ヶ瀬川水域上乘せ排水基準

区 分	項目及び許容限度（単位 1 L につき mg）									
	化学的 酸素要求量		生物化学的 酸素要求量		浮遊物質		フェノ ール類 含有量	銅 含有量	亜鉛 含有量	
	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	最 大	最 大	最 大	
火薬製造業（雷管製造業を除く。）	40 以下	60	40 以下	60	50 以下	70				
化学繊維製造業のうちレーヨン製造業及びナイロン6製造業又は合成樹脂製造業（ポリアミド樹脂製造業を除く。）	25 以下	35	25 以下	35	50 以下	70	1			4
化学繊維製造業（レーヨン製造業、ナイロン6製造業及びナイロン66製造業を除く。）及びグルタミン酸ソーダ製造業	120 以下	160	50 以下	70	60 以下	80		1.5		
アンモニア、化学肥料、水銀電解法か性ソーダ、硫酸又は硝酸の製造業及びアセチレン法塩化ビニールモノマー又はサランの製造業	25 以下	35	20 以下	25	40 以下	50				
化学繊維製造業のうちナイロン66製造業、火薬製造業のうち雷管製造業及び合成樹脂製造業のうちポリアミド樹脂製造業	120 以下	160	50 以下	70	50 以下	70				
その他の製造業	20 以下	30	20 以下	30	50 以下	70				
備 考										
1. 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3. この表に掲げる上乘せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。										

区域の名称	範 囲
五ヶ瀬川 水 域	延岡市神戸町85番地の1地先黒礁と延岡市赤水町299番地の14地先鞍掛岬を結んだ直線及び陸岸により囲まれた延岡湾並びにこれに流入する公共用水域（川島橋（左岸 - 延岡市川島町3518番地の2地先、右岸 - 延岡市無鹿町3351番地の6地先）から上流の北川、粟野名堰堤（左岸 - 延岡市榎山町7番地の1地先、右岸 - 延岡市中川原5丁目532番地の14地先）から上流の祝子川、亀井橋（左岸 - 延岡市北小路3635番地の2地先、右岸 - 延岡市東本小路96番地の5地先）から上流の五ヶ瀬川、大瀬橋（左岸 - 延岡市柳沢町2丁目6番地の7地先、右岸 - 延岡市大瀬町1丁目3番地の22地先）から上流の大瀬川及び沖田橋（左岸 - 延岡市小野町6329番地の2地先、右岸 - 延岡市小野町5329番地の2地先）から上流の沖田川を除く。）

(3) 大淀川水域上乘せ排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度						適 用
		水素イオン 濃 度 (水素指数)	生物化学的酸 素要求量(単 位1Lにつき mg)		浮遊物質量 (単位1Lに つきmg)		大腸菌群数 (単位1cm ³ に つき個)	
			日間 平均	最 大	日間 平均	最 大	日間平均	
昭和56年8 月1日前に設 置されている 特定事業場 (特定施設の 設置の工事を しているもの を含む。)	排出水量50m ³ 以上のもの (でん粉製造業 は除く。)		30	40	40	60		昭和57年 8月1日か ら
	排出水量25m ³ 以上50m ³ 未満 のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	3,000	
昭和56年8 月1日以降に 設置される特 定事業場	排出水量50m ³ 以上のもの (でん粉製造業 は除く。)		20	25	30	40		昭和56年 8月1日か ら
	排出水量25m ³ 以上50m ³ 未満 のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	3,000	
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭46年総理府令35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる上乘せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、当該施設が特定施設となった日から1年間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。 								

区域の名称	範 囲
大淀川水域	宮崎県と鹿児島県の境から樋渡橋(左岸 高崎町大字縄瀬字鳩越4100番地の4地先 右岸 高城町大字有水字宮田島813番地の1地先) に至る区間の大淀川及びこれに流入する公共用水域

8 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針

農 薬 名		指 針 値 (mg/L)
殺 虫 剤	アセフェート	0.8
	イソキサチオン	0.08
	イソフェンホス	0.01
	エトフェンプロックス	0.8
	クロルピリホス	0.04
	ダイアジノン	0.05
	チオジカルブ	0.8
	トリクロルホン (DEP)	0.3
	ピリダフェンチオン	0.02
	フェニトロチオン (MEP)	0.03
殺 菌 剤	アゾキシストロビン	5
	イソプロチオラン	0.4
	イプロジオン	3
	イミノクタジン酢酸塩 (イミノクタジンとして)	0.06
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
	オキシ銅 (有機銅)	0.4
	キャプタン	3
	クロロタロニル (TPN)	0.4
	クロロネブ	0.5
	チウラム (チラム)	0.06
	トリクロホスメチル	0.8
	フルトラニル	2
	プロピコナゾール	0.5
	ペンシクロン	0.4
	ホセチル	23
	ポリカーバメート	0.3
メタラキシル	0.5	
メプロニル	1	
除 草 剤	アシュラム	2
	ジチオピル	0.08
	シデュロン	3
	シマジン (CAT)	0.03
	テルブカルブ (MBPMC)	0.2
	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	ハロスルフロンメチル	0.3
	ピリブチカルブ	0.2
	ブタミホス	0.04
	フラザスルフロン	0.3
	プロピザミド	0.08
	ベンスリド (SAP)	1
	ペンディメタリン	0.5
	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8
	メコプロップ (MCPP)	0.05
	メチルダイムロン	0.3

この指針値は、排水口において適用される。

9 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（以下「告示」という。）付表1に掲げる方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法又は告示付表2に掲げる方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	告示付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	告示付表4及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表4に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	告示付表5に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	告示付表6に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2に定める方法又は告示付表2に掲げる方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 		

付 表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB及びセレンについては、次の方法による。

- (1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

- (2) 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2 mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

- (3) 試料液の調製

試料(単位 g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位 mL)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500mL以上となるようにする。

- (4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4 cm以上5 cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。

- (5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45 μ mのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

- 2 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンについては、次の方法による。

- (1) 採取した土壌の取扱い

これらの物質は揮発性が高いので、採取した土壌は密封できるガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に空けきが残らないように収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、4 以下の冷暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。ただし、1,3-ジクロロプロペンに係る土壌にあっては、凍結保存するものとする。

- (2) 試料の作成

採取した土壌からおおむね粒径5 mmを超える中小礫、木片等を除く。

- (3) 試料液の調製

あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコに試料(単位 g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位mL)とを重量体積比10%の割合となるようにとり(注1)(注2)、速やかに密栓する。このとき、混合液が500mL以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコのヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20)常圧(おおむね1気圧)に保ちマグネチックスターラーで4時間連続してかくはんする(注3)。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、ガラス製注射筒に静かに吸い取り、孔径0.45 μ mのメンブランフィルターを装着したろ紙ホルダー(用いるメンブランフィルターの直径に適合するものであってステンレス製又はこれと同等以上の材質によるもの)を接続して注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数mlを排出し、次に共栓付試験管にろ液を分取し、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする(注4)。

(注1) 使用するねじ口付三角フラスコに使用するかくはん子を入れ質量を測定する。これに水を満たして密栓し、その質量を測定する。前後の質量の差からねじ口付三角フラスコの空げき容量(単位mL)を求める。一度空げき容量を測定しておけば同一容器及び同一かくはん子を用いることとすれば毎回測定する必要はなく、2回目以降はその空げき容量を用いてよい。

(注2) 試料1g当たりの体積(mL)を測定し、(注1)により求めた空げき容量からヘッドスペースを残さないように加える水の量を調整してもよい。

(注3) 試料と水が均一に混じってかくはんされるようマグネチックスターラーを調整すること。また、試料液が発熱しないようにすること。

(注4) ろ液の分取後測定までの操作中、測定の対象とする物質が損失しないように注意すること。

3 有機燐、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、凍結保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位mL)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が1,000mL以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45 μ mのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

4 ふっ素及びほう素については、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2 mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位 g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位 mL)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500mL以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4 cm以上5 cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器を用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45 μmのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

10 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域 (評価方法は等価騒音レベル：Leq)

地域の類型	時間の区分	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とします(平成13年3月31日現在、類型指定はありません)。

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とします。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とします。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とします。

(2) 道路に面する地域 (評価方法は等価騒音レベル：Leq)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(3) 幹線交通を担う道路(1)に近接する空間(2)に係る特例基準

(評価方法は等価騒音レベル：Leq)

昼間	夜間	備考
70デシベル以下	65デシベル以下	個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下)によることができます。

1 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2 2車線以下の車線を有する道路の場合、道路端から15m

2車線を超える車線を有する道路の場合、道路端から20m

(4) 地域の類型ごとにあてはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
A類型	付表に掲げる地域のうち、騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和47年宮崎県告示第645号)により定められた区域の区分又は騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により宮崎市長が指定する区域の区分(以下これらを「区域区分」といいます。)が第1種区域又は第2種区域(第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である地域に限ります。)である地域
B類型	付表に掲げる地域のうち、区域区分が第2種区域である地域。ただし、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である地域を除きます。
C類型	付表に掲げる地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域。ただし、工業専用地域である地域を除きます。

付表 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、清武町、田野町、佐土原町、南郷町、三股町、山之口町、高城町、山田町、高崎町、高原町、高岡町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町、北川町、高千穂町

11 航空機騒音に係る環境基準

(1) 宮崎空港について

類型区分	基準値	あてはめる地域
	70 W E C P N L 以下	宮崎市及び清武町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域である地域
	75 W E C P N L 以下	宮崎市及び清武町の区域のうち、類型をあてはめる地域以外の地域。ただし、宮崎空港敷地である地域及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域は除きます。

(2) 新田原飛行場について

類型区分	基準値	あてはめる地域
	70 W E C P N L 以下	西都市、佐土原町及び新富町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域である地域
	75 W E C P N L 以下	西都市、佐土原町及び新富町の区域のうち、類型をあてはめる地域以外の地域。ただし、新田原飛行場敷地である地域及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域は除きます。